

令和 7 年度
足立区内部統制評価報告書

ガバナンス担当部コンプライアンス推進担当課

令和 8 年 7 月

令和7年度 足立区内部統制評価報告書

足立区長 近藤弥生は、地方自治法第150条第4項の規定による評価を行い、同項に規定する報告書を次のとおり作成しました。

1 内部統制の整備及び運用に関する事項

足立区の内部統制の整備及び運用に責任を有する足立区長 近藤弥生は、「足立区における内部統制基本方針」（令和3年4月）を策定し、当該方針に基づき、内部統制体制の整備及び運用を行っております。

内部統制の目的を阻害する全てのリスクを適時に発見することや、リスクの発現をゼロにすることは必ずしも可能とは言えないものの、区としては内部統制の各基本的要素を業務の中に落とし込み、かつ、一体的に機能するように対策を講じることで、内部統制の本来目的を達成し、区民の皆様から信頼される行政運営をめざしております。

2 評価手続

令和7年度を評価対象期間とし、令和8年3月31日を評価基準日として、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」及び「足立区内部統制の指針 3（5）内部統制の評価」に基づき、「財務に関する事務」「情報管理に関する事務」「生命・安全の確保に関する事務」につき内部統制の評価を実施しました。

3 評価結果

評価の結果、以下2事務（4（1）及び（2））で運用上の重大な不備を把握したため、足立区の財務に関する事務等に係る内部統制は評価対象期間において、一部は有効に運用されていないと判断しました。

4 不備の是正に関する事項

（1）学びピア21の土地賃貸契約における賃料見直し漏れ

地価の上昇を受けて賃貸借契約に基づく賃借料の増額が見込まれたにもかかわらず、当該賃借料について改定の検討がされず、長期間にわたり改定されないままの賃借料の支払いを受けていました。現在は、残りの契約期間について適正な賃借料に改定し、更新時に定期的に賃借料を適正化するための条項を追加することとしていることを確認しています。

（2）フッ化物塗布事業における補助金の申請漏れについて

令和5年度から実施している「フッ化物塗布事業」が、令和5年度から国の補助金（都道府県等口腔保健推進事業費）の対象となっているにもかかわらず、令和5年度・令和6年度の2年間、申請が漏れていました。現在は、補助金関係の通知については、必ず帳票として出力のうえ供覧し、事業名称や内容を基に関連する補助金を効率的に検索・特定できるよう、AIを活用していることを確認しています。

なお、前記の不備については、再発防止策が引き続き適切に運用がされていることを確認するとともに、全庁への周知徹底を進めます。

令和8年7月10日

足立区長 近藤 弥生